

# 交通安全施設の維持管理要領の制定について（例規通達）

交通安全施設の維持管理については、これまで「交通安全施設の維持管理要領の制定について」（昭和42年1月7日付け富交一第12号）に基づき、適正な維持管理を図ってきたところであるが、この度、その内容を見直し、別添のとおり「交通安全施設の維持管理要領」を制定し、平成13年3月12日から実施することとしたから、その運用に誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は廃止する。

## 記

### 交通安全施設の維持管理要領

#### 第1 趣旨

この要領は、交通信号機、道路標識及び道路標示（以下「安全施設」という。）の維持に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 管理区分

交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）及び警察署長は、次の各号に掲げる区分により安全施設の維持管理に当たるものとする。

##### (1) 交通規制課長

交通信号機の運用時間の調整、定期及び特別点検、損傷、障害等の補修、補修が困難な道路標識の取替え、摩耗した道路標示の補修

##### (2) 警察署長

安全施設の常時点検及び軽易な補修並びに損傷、傾斜その他位置の適正を欠いた道路標識の補修

#### 第3 関係機関との連絡

交通規制課長及び警察署長は、安全施設の維持管理に当たっては、道路管理者その他関係機関と緊密な連絡をとり、安全施設の機能を十分に発揮させるように努めなければならない。

#### 第4 管理責任者

- 1 交通規制課長及び警察署長は、安全施設の維持管理の適正を図るため、安全施設管理責任者を置くものとする。
- 2 前項の安全施設管理責任者には、交通規制課においては安全施設事務を担当する調査官又は課長補佐、警察署においては交通課長をもって当てるものとする。

#### 第5 交通信号機管理カード

- 1 交通規制課長は、交通信号機管理カードを作成し、施設の現状、補修、改善の状況等を記録しておかなければならない。
- 2 警察署長は、交通規制課長から送付される交通信号機管理カードの写しを整理保管しておかなければならない。

#### 第6 常時点検

警察署長は、安全施設について常時点検し、損傷、異常等を発見したときは、速やかに補修または改善の処置をとらなければならない。

## 第7 定期点検

交通規制課長は、安全施設について定期的かつ計画的に点検を行わなければならない。

## 第8 特別点検

交通規制課長は、安全施設について風水害等の災害の発生が予想される場合又はその発生直後、その他特に必要があると認めた場合は、特別点検を行うものとする。

## 第9 標識等の管理

交通規制課長及び警察署長は、道路標識又は道路標示について帳票を作成し、公安委員会告示等と整合するように管理しなければならない。

## 第10 標識の実態把握等

- 1 地域警察官は、所管区内に設置されている道路標識の実態を把握し、その設置状態に異状を認めるときは、その場において直ちに補修できないものについて別記様式の道路標識損傷報告書により警察署長に報告しなければならない。
- 2 警察署長は、前項の規定により報告されたもののうち、補修が困難で取替えを必要とするものについては、速やかに交通規制課長に送付しなければならない。

## 第11 交通事故等による安全施設の損傷報告等

- 1 警察署長は、交通事故等により安全施設が損壊したときは、速やかに損壊の状況、事故の概況等を交通規制課長に報告しなければならない。
- 2 警察署長は、当事者が明らかでない損壊事案を認知した場合は、所要の措置を講じなければならない。

※ 別記様式：省略